

# 国民健康保険

## 保険証が1人1枚の カードに変わります！

国民健康保険の被保険者証（保険証）が、4月1日から1人1枚の「カード様式」に変わります。

### 保険証の交付

新しい保険証は、3月下旬に郵送（配達記録郵便）しますが、次の方々は、住民課窓口で交付します。

- 3月中、国保資格に異動があった方
- 国保税が滞納となっている方

### 保険証の取扱い

- 保険証が交付されたら内容を確認しましょう。
- 受診の際は、必ず保険証を持参しましょう。
- 職場の健康保険に入ったときは、国保年金係に届出をしましょう。

### 保険税を滞納している場合

特別な事情もなく保険税を滞納している方には、次のような措置がとられます。

■ 有効期間の短い『短期被保険者証』の交付

有効期限が切れる前に住民課国

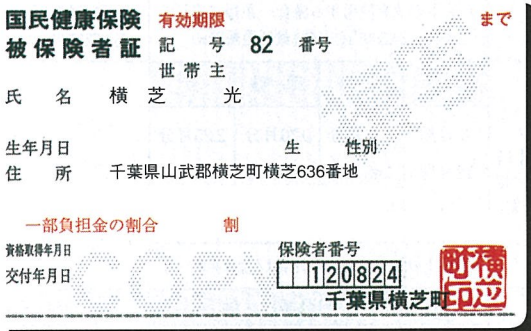
保年金係へ納付相談にお越しいただくこととなります。

■ 『被保険者資格証明書』の交付

納期限から1年経過しても滞納を続けていると、保険証を返却することになり、『被保険者資格証明書』が交付されます。この証明書では、医療機関の窓口で医療費の全額を自己負担することになります。支払った医療費は、申請に基づいて後日払い戻しが受けられます。

※問い合わせ先

住民課 ☎ 82-8813



カード見本

## 人口動態職業・ 産業調査にご協力を

厚生労働省では、毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届出書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届出書に職業の記入もお願いしています。なお、死亡届には、産業の記入も併せてお願いしています。調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。

本年は、国勢調査の年ですので、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

【調査期間】 平成17年4月1日～平成18年3月31日

【調査対象者】 出生届・死亡届・死産届・婚姻届及び離婚届の届出をされる方

【調査方法】 各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。

※問い合わせ先 住民課 ☎ 82-8812